

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

福島県知事

記

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積 (㎡)
1	田村市滝根町菅谷字寺畑 149 番	田	1,008
2	田村市滝根町菅谷字堂田 43 番	田	635
3	田村市滝根町菅谷字堂田 45 番	田	632

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
水稲の栽培で利用	令和 9 年 4 月 1 日	9 年 9 月 (令和 18 年 12 月 31 日)	97,750 円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人福島県農業振興公社
(福島県農地中間管理機構)
理事長 芳見 茂
福島県福島市中町 8 番 2 号

4 農地の所有者等の情報

遠藤 孝一 (亡)
遠藤 倉松 (亡)

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福島地方法務局に補償金を供託してください。